

景観計画に関する意見

○第 16 回景観審議会

	これまで出た意見・質問等	行政の回答
(1)	景観協議事項に「樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮」という記載があるが、届出段階において更地になっている場合、この配慮事項を実践することが出来ないの で、市民や建築士だけでなく、土地の売買のタイミングで更地になることがあるので、不動産 会社に対しても制度周知を行った方が良い	樹木の保存に関しては、土地売買前の造成段階においても重要と考えますので、 意見を参考にさせていただき、制度周知の対象範囲の検討を含め、啓発活動に努 めます。
(2)	太陽光発電施設について、先進自治体の調査を行うとあるが、自然エネルギーの普及や山肌 における森林伐採による眺望への影響、さらに山肌への設置による災害の誘発など色々な懸案 事項があると思うので、まずは鈴鹿市として太陽光発電施設の取扱いをどの様に考えるかが重 要であると考ええる。	専門部会においても、太陽光発電施設に対して様々なご意見をいただいていま す。現在、先進自治体の調査や市民意向の把握等の情報収集を行っているところ です。今後収集した情報を基に庁内検討会議において、景観として太陽光発電施 設をどの様に考えていくかを議論すると共に、専門部会の委員の方々とも議論し ていき、方向性を検討していきたいと思います。
(3)	検討方針 6 に新しい景観の創造とあるが、具体的にどのような考えを持っているのか。	現時点では、具体的な内容は決まっていません。本市はモータースポーツ都市 を宣言しているので、それに関連することも考えられますし、現在 Instagram を 活用して市内の景観の写真を募集していますが、この企画において多くの方が同 じ景観を投稿いただくということは、景観資産であるとも考えられます。今後、 情報収集を行い、検討を進めたいと考えています。
(4)	景観計画 3 3， 3 4 P に歴史的・文化的景観資源の項目があるが、文化的景観資源について の内容はあまりないように思える。例えば、茶園や棚田なども、人々が自然と共生してきた文 化によるものであることから、それらについても、文化的な景観として捉えてもいいのではな いか。	鈴鹿市では、茶園のほか植木産業なども盛んで、それらの織り成す景観につい ては、それぞれの地域特性に合った景観形成方針を定め、自然的景観という形で 景観の保全に努めていますが、意見を参考にさせていただき、景観の保全につい て文化的景観という視点においても考えていこうと思います。
(5)	白砂青松の海辺の景観を気に入っている人の声をよく聞くし、海辺の映像についても送られ てくることがあるので、海辺の景観についても、人々の癒しを生むような大切な景観であると思 う。こちらの景観についても大事にしてほしい。	鈴鹿には山あり川あり海ありと、自然豊かな市であり、海辺の景観も重要なも のと捉えています。現在実施している「自分だけの 1 コマ」でも海岸線での漁業 風景の投稿なども多く寄せられています。景観計画には、海岸部の景観形成方針 も定めており、引き続き海辺景観の保全に努めていきます。
(6)	その土地の歴史も景観における重要な要素だと思う。その土地に根付く歴史を読み解き、理 解を深めることで、その土地に合ったより良い景観を築くことが出来るようになるのではない か。	その土地の歴史を理解することは、地域特性に沿った景観の形成のために、必 要不可欠だと思っています。歴史的・文化的景観を含め、地域特性に沿った景観 を次の世代に伝えていくためにどのようなことが出来るかを考えていきます。

景観計画に関する意見

○第 3 回景観審議会専門部会

(1)	壁面の塗り替えについては 50%までは届出不要ということだが、塗り替えを行わない残りの 50%は基準内に収まっているのか。	現在の制度では、新築時に届出のあったものはアクセント色が 10%以内であることを確認しており、基準内であると考えています。
(2)	制度を知らずに色彩の変更をされてしまうことはないのか。無届で行為が行われた際に市が気付けるか疑問である。	無届で行為が行われる可能性は認識しています。色の塗り替えは、施主が塗装業者等に直接発注を行うということもあり、そこへの周知は十分でないと考えています。今後は市報等を通じて、一般市民などに対しても景観計画の周知・啓発を行っていこうと考えています。
(3)	届出をせずに行為をした場合、特に悪質だった場合などに罰則はあるか。また塗り直しをさせることは出来ないか。	色彩に関する遵守事項が守れなかった場合、届出対象規模なら、変更命令を行うことが出来る。それ以外は行政指導として対応していくことになる。
(4)	木竹の伐採について、事業者としては基準にぎりぎり届かない規模で分散的に作ってやろうという、いわゆる開発許可逃れのようなことをやろうとする事業者は出てこないのか。	基準にぎりぎり届かない値を狙ってくる事業者はなるべくコストを下げようとしているのだと思いますが、 どう見ても一体事業に見えるような行為については、（届出に先立ち行われる）事前相談の際に、事業を合算させた内容に修正してもらいます。一方、事業地を分筆しフェンス等で明確に区切られたりすると、どこを事業地とするかの判断が難しくなります。性善説になりますが、建築物や土地の造成等で採用している 1,000 m ² を一つの基準として、木竹の伐採についても 1,000 m ² を超えるものを景観法に基づく届出の対象にしようと考えています。
(5)	太陽光発電事業が一般に浸透して 20 年ほど経過する。使わなくなったパネルや事業主不明のパネルが出始めると思うが、実際に困ったケースはあるか。	現在においてはありません。ただ、行政内でもそのことは懸念しています。景観の施策としてできることは限定されますが、環境部局が先導しながら不法投棄の問題や太陽光パネルに含まれる有害物質が漏れ出た時の周辺環境への対応についての検討を進めております。また経済産業省もこれらの問題の対応に動いていますので、連携を取りつつ、不法行為を防ぐようにしていきます。他部署と連携・協力しながら、事業者に関係法令を遵守して適切な施設廃棄を促していこうと考えています。

○第 4 回景観審議会専門部会

(1)	原案中に、太陽光発電施設、パネル、太陽光パネルという文言が出てくるが、意味に違いはあるか。	太陽光発電施設は躯体やパネルを含めたもので、パネルと太陽光パネルは同じものを指していますので文言を統一させます。
(2)	原案 75P の「5 新しい景観の創造」は良い項目なので強調した方がいい。	ご意見として賜ります。
(3)	DX の用語説明を入れた方がいい。	対応します。
(4)	DX の推進に付随してアンテナ等が今後増加していくことはないか。	10mを超えるようなアンテナは、届出対象行為としています。これらの施設が設置される場合にも、色や圧迫感の軽減等について協議を行い、景観に配慮した施設の設置を促していきます。